共通取引規定

１．（本規定の適用範囲）

（１）本規定は、総合口座・ 普通預金・決済用普通預金・貯蓄預金・納税準備預金に共通して適用されます。ただし、個別の預金取引規定（総合口座を含みます。） に別途定めがある場合は、その規定が適用されます。

（２）本規定では、前項各預金（総合口座を含みます。） については単に「預金」と表記します。

２．（証券類の受入れ）

（１）預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。） を受入れます。

（２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日） の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

（４）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

（５）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

３．（振込金の受入れ）

（１）預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。

（２）預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（受入証券類の決済、不渡り）

（１）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を預金元帳から引落し、その証券類は受入店で返却します。

（３）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

５．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１）通帳、印章、カードを失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格、在留カード・特別永住者証明書の有効期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店（口座を開設したお店。以下同様です。）に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）通帳、印章またはカードを失った場合の預金の払戻し、解約または通帳、カードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）通帳・カードを再発行（汚損等による再発行も含みます。）する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

６．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第１項および第２項と同様に当店に届出てください。

（４）第 1 項から第 3 項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に当店に届出てください。

（５）第 1 項から第 4 項までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

７．（印鑑照合等）

（１）払戻請求書、諸届その他の書類等に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）払戻請求書に届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱った場合には、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

８．（譲渡、質入れ等の禁止）

（１）預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

９．（反社会的勢力との取引拒絶）

預金口座は、第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号アからカおよび第 3 号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの条項の一つでも該当する場合には、当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。

１０．（取引の制限等）

（１）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（３）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

（４）当金庫は、預金口座が本規定の定める各条項のいずれかに違反して利用している可能性があると判断した場合、または通例の利用目的と異なる目的で使用している可能性があると判断した場合には、お客様への事前の通知なく一時的に預金口座の利用を停止させていただくことがあります。

１１．（解約等）

（１）預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳（カードを利用されている場合は通帳およびカード）とともに当店に提出してください。なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約することができます。

（２）前項の解約の手続きに加え、この預金口座の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

（３）第１項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。

（４）次の各号の一つでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第 8 条第 1 項に違反した場合

③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第 10 条第 1 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

⑥ 第 10 条第 1 項および第２項に定める取引等の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第 1 号から第 6 号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合

（５）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

カ．その他前アからオに準ずること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

ア．暴力的な要求行為

イ．法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ．その他前アからエに準ずる行為

（６）この預金が、当金庫の定める一定の期間に預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額が超えること

がない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（７）この預金が、休眠預金となった場合は、休眠預金等活用法に関する規定が適用されるものとします。

（８）第４項、第５項、第６項および第７項により、預金口座が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出印を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

１２．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

１３．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺することができます。なお、預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。

（２）第１項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 第２号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 第２号による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。

（４）第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第 1 項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１４．（未利用口座管理手数料）

（１）当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合において、当金庫がウェブサイト上に掲示する除外事由に該当しない場合には、当金庫が定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。ただし、本条の定めは納税準備預金には適用されません。

（２）未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引落とします。

（３）預金残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わないことがあります。

（４）ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。

１５．（規定の変更）

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ウェブサイト及びその他相当の方法で、規定を変更する旨及び変更内容並びに変更日を公表することにより、変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上